

坂出市再編新校（前期）建設 基本計画

令和 7 年 3 月
坂出市教育委員会

目次

1. はじめに.....	1
(1) 学校再編整備に係るこれまでの検討経緯	1
(2) 本計画の目的	1
2. 前提条件の整理	2
(1) 既存施設の現況	2
(2) 建設予定地の現況.....	7
(3) 各種法規制等の整理	8
(4) 開校時期	11
(5) 児童・生徒数の現況および将来推計.....	12
3. 再編新校の整備方針	13
(1) 上位計画および関連計画.....	13
(2) 学校施設整備指針.....	17
(3) 坂出市学校再編整備庁内推進委員会における協議経緯	18
(4) 学校再編整備実施計画(前期概ね5年程度)	19
(5) 学校施設のコンセプト	20
(6) 再編新校に導入する具体的なスペースや取り組み、設備等	22
(7) 環境に配慮した施設	24
4. 再編新校の施設計画	25
(1) 施設規模と諸室の規模・要件.....	25
(2) 施設計画	32
(3) 防災計画	40
(4) 仮設グラウンド整備方針.....	42
(5) 工事計画	43

(6) 事業スケジュールの策定	44
(7) 概算事業費	47
5. アンケート調査およびワークショップの概要	48
(1) アンケート調査	48
(2) ワークショップ	48
6. 今後の検討課題・方針	50

1. はじめに

(1) 学校再編整備に係るこれまでの検討経緯

近年、全国的に少子高齢化が急激に進んでおり、児童・生徒数がさらに減少していくとともに、人口減少傾向が加速することが見込まれています。本市においても、少子化による児童・生徒数の減少に歯止めがかからず、児童・生徒数はピーク時であった10,661人（昭和33年度）から3,006人（令和6年度）まで減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれています。このことから、令和6年度時点で国が示す学級数の標準規模（12学級以上18学級以下）を満たす小学校は3校のみであり、残りの6校が小規模校となっています。中学校では、適正規模校は2校であり、残りの1校が小規模校となっています。

校舎や屋内運動場等のハード面に目を向けると、市内の校舎の多くは改築時期が迫っており、「坂出市学校施設長寿命化計画（令和2年度）」では、今後同規模で各校を維持する場合の工事費用が40年間で約491億円必要であるとの試算が示されています。

以上より、本市を取り巻く教育環境は大きく変化していることから、令和3年7月29日に教育委員会は適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と教育環境の整備を図るため、「坂出市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」とします。）」を設置し、「坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」および「坂出市立小・中学校の再編整備の具体的方策について」の諮問を行いました。

検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた再編整備の具体的方策について議論を重ね、令和4年10月に「答申書」を教育委員会へ提出しました。

教育委員会は提出された「答申書」を受けて、「坂出市学校再編整備庁内推進委員会」を設置し、答申で示された学校再編整備の具体的方策のうち、前期（概ね5年程度を目途）の東部小学校、金山小学校、西庄小学校および東部中学校4校の再編構想に関して協議を行いました。そして、関係団体、地域住民、保護者等の関係者への説明会を経て、令和6年5月に「坂出市学校再編整備実施計画～前期概ね5年程度～」が策定されました。

(2) 本計画の目的

これまでの学校再編整備に関する協議・検討の結果、小・中学校の適正規模・配置や学校施設（校舎等）の老朽化問題等の観点から、「学校再編整備実施計画～前期概ね5年程度～」において、東部小学校、金山小学校、西庄小学校、東部中学校の4校を再編し、小・中学校を施設一体化する方針が決定されました。

本計画は、学校再編整備実施計画（前期概ね5年程度）や国が示す学校施設整備指針等を踏まえ、小中一貫教育による子どもたちへの効率的かつ効果的な質の高い教育の実現に向けて、最適な規模で最大限の機能を発揮できる新たな校舎を建設することを目的とします。

2. 前提条件の整理

(1) 既存施設の現況

再編対象となる小・中学校では、児童・生徒および教職員が多くの時間を過ごす教室棟および管理棟の多くが築 40 年以上を経過しており、うち東部小学校と金山小学校、東部中学校には RC 造の法定耐用年数（47 年以上）を超えている建物があります。

表 2-1 再編新校の学校施設現況

学校名	建物用途	構造／階数	築年数 ※R6 年度時点	耐震 安全性 補強	劣化状況 健全度(100 点中) ※R2 年度時点
東部小学校	教室棟	RC／4 階	45 年	済	46 点
	管理および教室棟	RC／3 階	67 年	済	34 点
金山小学校	教室棟(1)	RC／1 階	56 年	済	50 点
	教室棟(2)	RC／2 階	42 年	—	50 点
	教室棟(3)	RC／2 階	37 年	—	70 点
	管理および教室棟	RC／3 階	45 年	済	53 点
西庄小学校	管理および教室棟	RC／3 階	44 年	済	62 点
東部中学校	教室棟(1)	RC／1 階	47 年	済	34 点
	教室棟(2)	RC／2 階	47 年	済	34 点
	管理および教室棟	RC／3 階	48 年	済	44 点

出典：坂出市学校施設長寿命化計画

●東部小学校

東部小学校の立地状況と既存施設の現況は以下のとおりです。

表 2-2 東部小学校の立地状況と建物状況

施設現況					
学校名	坂出市立東部小学校				
所在地	香川県坂出市室町一丁目 1 番 21 号				
敷地面積	17, 149 m ²				
災害区域等	・ 指定緊急避難場所と指定避難所：東部小学校 ・ L1 洪水浸水想定区域（計画規模）：綾川 ・ L2 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：綾川 0.5m以上～3.0m未満				
建物現況					
建物名	建築年度	構造/階数	築年数 ※R6 年度時点	延床面積	備考
給食場	1960 年	RC 造/1 階	64 年	122 m ²	
管理および教室棟	1957 年	RC 造/3 階	67 年	1, 607 m ²	
教室棟	1979 年	RC 造/4 階	45 年	2, 578 m ²	
機械室	1967 年	S 造/1 階	57 年	14 m ²	
倉庫	1978 年	S 造/1 階	46 年	19 m ²	独立
屋内運動場	1991 年	RC 造/1 階	33 年	923 m ²	
WC	2012 年	RC 造/1 階	12 年	44 m ²	独立
合計				5, 307 m ²	

出典：坂出市学校施設長寿命化計画、坂出市学校再編整備実施計画、坂出市洪水ハザードマップ

図 2-1 東部小学校の配置図

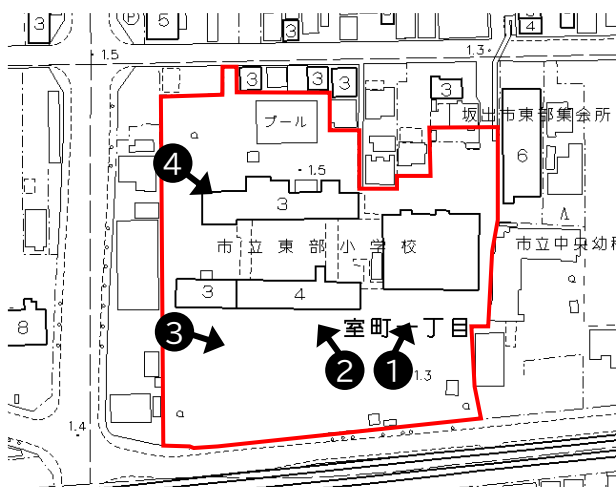


図 2-2 東部小学校の現地写真



●金山小学校

金山小学校の立地状況と既存施設の現況は以下のとおりです。

表 2-3 金山小学校の立地状況と建物状況

施設現況					
学校名	坂出市立金山小学校				
所在地	香川県坂出市谷町三丁目 1 番 23 号				
敷地面積	11,763 m ²				
災害区域等	・ 指定緊急避難場所と指定避難所：金山小学校 ・ 災害区域指定なし				
建物現況					
建物名	建築年度	構造/階数	築年数 ※R6 年度時点	延床面積	備考
教室棟 (1)	1968 年	RC 造/1 階	56 年	261 m ²	
教室等の通路	1973 年	S 造/2 階	51 年	329 m ²	
教室棟 (2)	1982 年	RC 造/2 階	42 年	534 m ²	
管理室および教室棟	1979 年	RC 造/3 階	45 年	894 m ²	
給食場	1979 年	RC 造/1 階	45 年	114 m ²	
倉庫	1983 年	S 造/1 階	41 年	19 m ²	
屋内運動場	1986 年	RC 造/1 階	38 年	639 m ²	
教室棟 (3)	1987 年	RC 造/2 階	37 年	647 m ²	
WC	1988 年	RC 造/1 階	36 年	33 m ²	
機械室	1988 年	RC 造/1 階	36 年	24 m ²	
合計				3,494 m ²	

出典：坂出市学校施設長寿命化計画、坂出市学校再編整備実施計画、坂出市洪水ハザードマップ

図 2-3 金山小学校の配置図

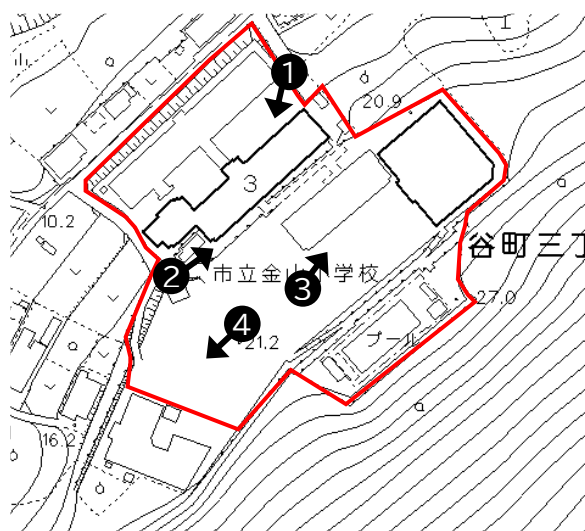


図 2-4 金山小学校の現地写真



●西庄小学校

西庄小学校の立地状況と既存施設の現況は以下のとおりです。

表 2-4 西庄小学校の立地状況と建物状況

施設現況					
学校名	坂出市立西庄小学校				
所在地	香川県坂出市西庄町 524 番地 5 号				
敷地面積	12,347 m ²				
災害区域等	・ 指定緊急避難場所と指定避難所：西庄小学校 ・ L1 洪水浸水想定区域（計画規模）：綾川 ・ L2 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：綾川 0.5m以上～3.0m未満				
建物現況					
建物名	建築年度	構造/階数	築年数 ※R6 年度時点	延床面積	備考
給食場	1980 年	RC 造/1 階	44 年	100 m ²	
管理棟および教室棟	1980 年	RC 造/3 階	44 年	1,753 m ²	
機械室	1978 年	S 造/1 階	46 年	5 m ²	
屋内運動場	1978 年	RC 造/1 階	46 年	578 m ²	
WC	1978 年	RC 造/1 階	46 年	15 m ²	独立
倉庫	1978 年	W 造/1 階	46 年	13 m ²	独立
合計				2,464 m ²	

出典：坂出市学校施設長寿命化計画、坂出市学校再編整備実施計画、坂出市洪水ハザードマップ

図 2-5 西庄小学校の配置図

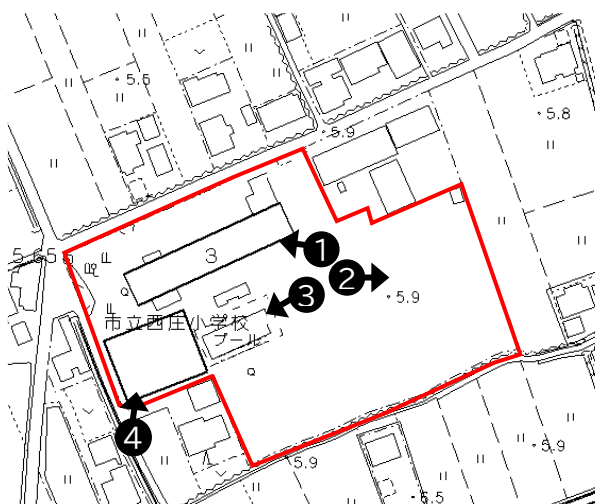


図 2-6 西庄小学校の現地写真



●東部中学校

東部中学校の立地状況と既存施設の現況は以下のとおりです。

表 2-5 東部中学校の立地状況と建物状況

施設現況					
学校名	坂出市立東部中学校				
所在地	香川県坂出市久米町二丁目 7 番 46 号				
敷地面積	18,188 m ²				
災害区域等	・指定緊急避難場所と指定避難所：東部中学校 ・L1 洪水浸水想定区域（計画規模）：綾川 ・L2 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：綾川 0.5m以上～3.0m未満				
建物現況					
建物名	建築年度	構造/階数	築年数 ※R6 年度時点	延床面積	備考
技術科教室	1977 年	S 造/1 階	47 年	149 m ²	
屋内運動場	1965 年	S 造/2 階	59 年	754 m ²	
教室棟および管理棟	1976 年	RC 造/3 階	48 年	2,268 m ²	
教室棟（1）	1977 年	RC 造/3 階	47 年	1,163 m ²	
教室棟（2）	1977 年	RC 造/3 階	47 年	628 m ²	
柔剣道場	1989 年	RC 造/1 階	35 年	350 m ²	独立
部室	1966 年	S 造/1 階	58 年	53 m ²	独立
倉庫	1982 年	S 造/1 階	42 年	17 m ²	独立
合計				5,382 m ²	

出典：坂出市学校施設長寿命化計画、坂出市学校再編整備実施計画、坂出市洪水ハザードマップ

図 2-7 東部中学校の配置図

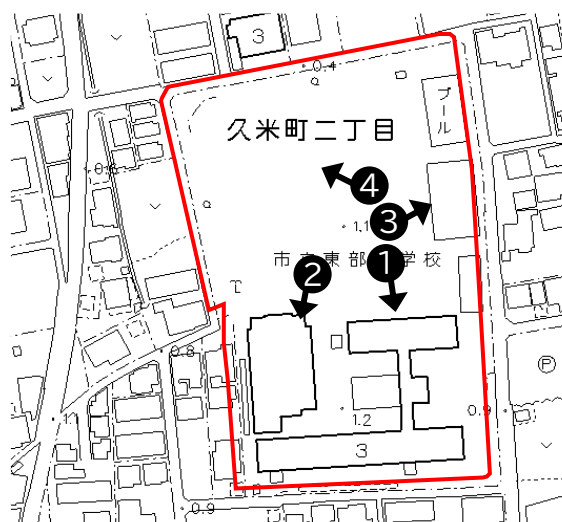


図 2-8 東部中学校の現地写真



(2) 建設予定地の現況

●建設予定地の位置

建設予定地は、用地面積、人口密度、通学距離および周辺道路等、多面的に再編対象校4校（東部小学校、金山小学校、西庄小学校、東部中学校）を比較した結果、現在の東部小学校の敷地を再編新校の建設予定地とします。再編新校と既存小・中学校の位置関係は以下のとおりです。

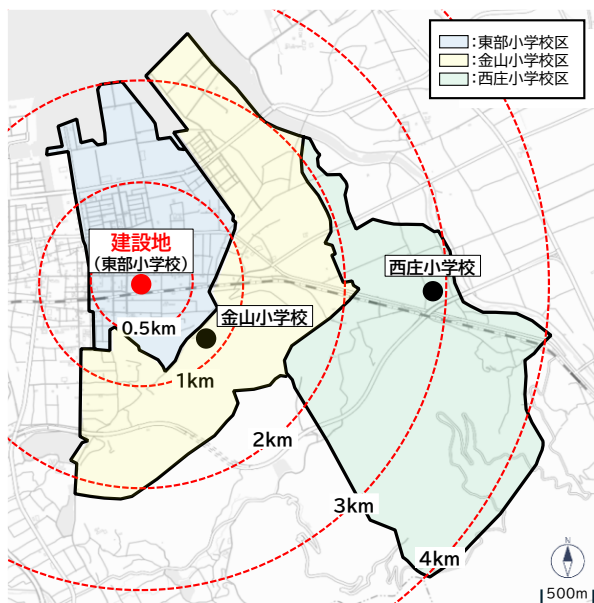


図 2-9 建設予定地と再編対象小学校の位置

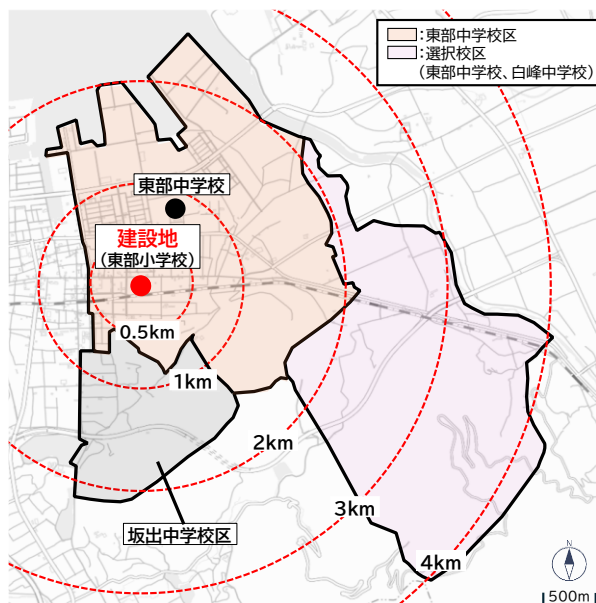


図 2-10 建設予定地と再編対象中学校の位置

●建設予定地

当初の建設予定地を東部小学校のみとしていましたが、隣接する坂出中央幼稚園（令和7年度から募集停止）敷地の有効活用を想定し、東部小学校および坂出中央幼稚園の敷地を建設予定地とします。

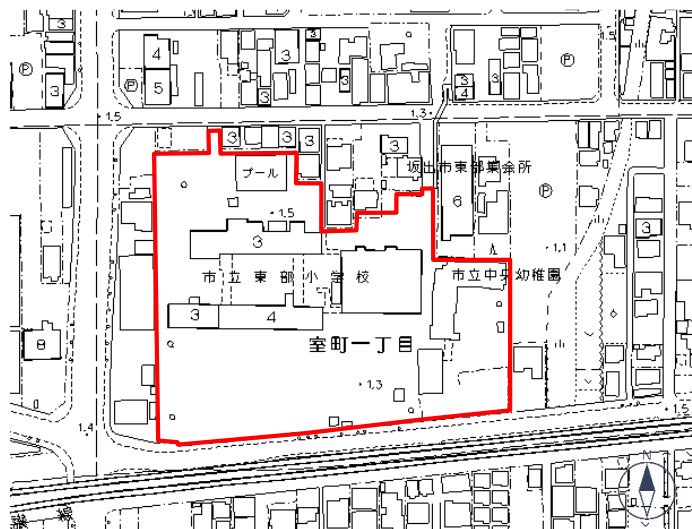


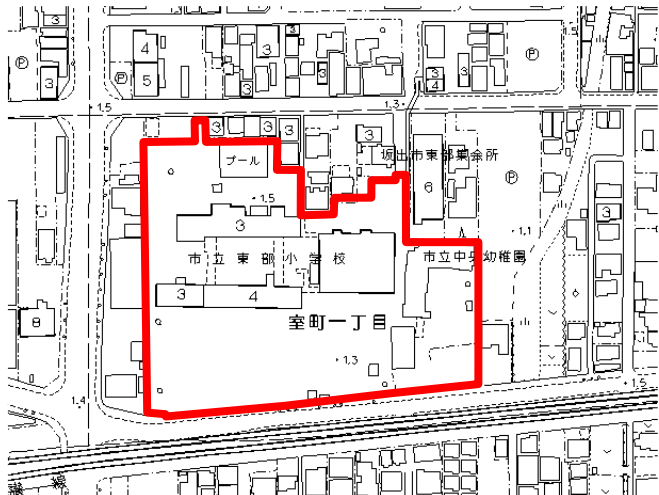
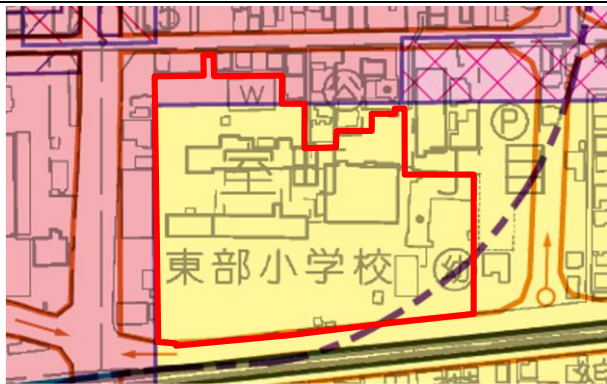
図 2-11 建設予定地の敷地図

(3) 各種法規制等の整理

●建設予定地の概要

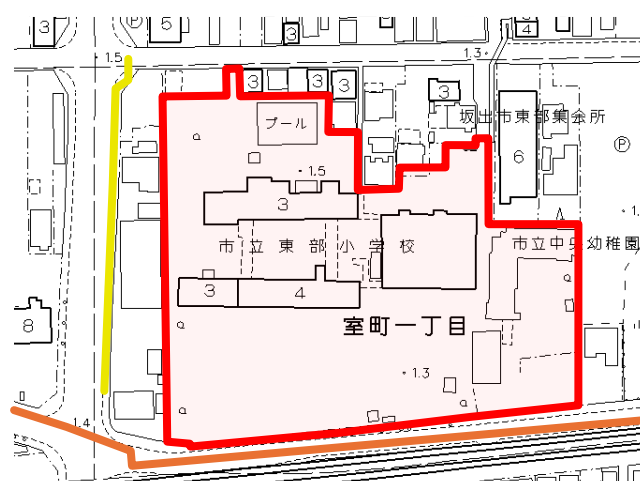
建設予定地の敷地条件を以下に整理します。

表 2-6 建設予定地の敷地条件

所在地	香川県坂出市室町一丁目 1 番 21 号																																																	
敷地面積	合計：20,269 m ² （東部小学校：17,149 m ² 、坂出中央幼稚園：3,120 m ² ） 																																																	
土地所有者	坂出市																																																	
法規制	 <table><tr><th colspan="3">凡 例</th></tr><tr><th>記 号</th><th>種 類</th><th>図 号</th></tr><tr><td></td><td>第一種低層住居専用地域</td><td>①</td></tr><tr><td></td><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>②</td></tr><tr><td></td><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>③</td></tr><tr><td></td><td>第一種住居地域</td><td>④</td></tr><tr><td></td><td>第二種住居地域</td><td>⑤</td></tr><tr><td></td><td>準住居地域</td><td>⑥</td></tr><tr><td></td><td>近隣商業地域</td><td>⑦</td></tr><tr><td></td><td>近隣商業地域</td><td>⑧</td></tr><tr><td></td><td>商業地域</td><td>⑨</td></tr><tr><td></td><td>商業地域</td><td>⑩</td></tr><tr><td></td><td>準工業地域</td><td>⑪</td></tr><tr><td></td><td>工業地域</td><td>⑫</td></tr><tr><td></td><td>工業専用地域</td><td>⑬</td></tr><tr><td></td><td>用途白地地域</td><td>⑭</td></tr></table>		凡 例			記 号	種 類	図 号		第一種低層住居専用地域	①		第一種中高層住居専用地域	②		第二種中高層住居専用地域	③		第一種住居地域	④		第二種住居地域	⑤		準住居地域	⑥		近隣商業地域	⑦		近隣商業地域	⑧		商業地域	⑨		商業地域	⑩		準工業地域	⑪		工業地域	⑫		工業専用地域	⑬		用途白地地域	⑭
	凡 例																																																	
	記 号	種 類	図 号																																															
		第一種低層住居専用地域	①																																															
		第一種中高層住居専用地域	②																																															
		第二種中高層住居専用地域	③																																															
	第一種住居地域	④																																																
	第二種住居地域	⑤																																																
	準住居地域	⑥																																																
	近隣商業地域	⑦																																																
	近隣商業地域	⑧																																																
	商業地域	⑨																																																
	商業地域	⑩																																																
	準工業地域	⑪																																																
	工業地域	⑫																																																
	工業専用地域	⑬																																																
	用途白地地域	⑭																																																
項目	内 容																																																	
用途地域	第一種住居地域	商業地域（敷地北西）																																																
建蔽率	60%	80%																																																
容積率	200%	400%																																																
道路斜線	適用距離 20m 勾配 1.25	適用距離 20mまたは 30m 勾配 1.5																																																
隣地斜線	立ち上り 20m 勾配 1.25	立ち上り 31m 勾配 2.5																																																
日影規制	対象建築物：10m超 測定面：4m 規制時間：5mライン 5 時間 10mライン 3 時間	—																																																

災害 区域等	土砂災害 - 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) - 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) - 土砂災害警戒区域 (土石流) - 土砂災害特別警戒区域 (土石流) - 土砂災害警戒区域 (地すべり) ※詳細については、土砂災害ハザードマップをご覧ください。 洪水災害 <table border="1"> <thead> <tr> <th>L2 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)</th> <th>L1 洪水浸水想定区域 (計画規模)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(土器川・大東川・綾川)</td> <td>土器川 綾川</td> </tr> <tr> <td>3.0m 以上～5.0m 未満</td> <td>家屋倒壊等氾濫想定区域</td> </tr> <tr> <td>0.5m 以上～3.0m 未満</td> <td>家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)</td> </tr> <tr> <td>0.5m 未満</td> <td>過去の被害実績</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸水被害 (平成 16 年台風 23 号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮被害 (平成 16 年台風 16 号)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>想定雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●L1 (レベル1) 計画規模の降雨</td> <td>土器川：年超過確率100年に1度の確率で降る雨 土器川流域の6時間総雨量254mm 綾川：年超過確率70年に1度の確率で降る雨 綾川流域の24時間総雨量290mm 大東川：年超過確率50年に1度の確率で降る雨 大東川流域の24時間総雨量335mm</td> </tr> <tr> <td>●L2 (レベル2) 想定最大規模の降雨</td> <td>土器川、綾川及び大東川は、年超過確率1000年に1度の確率で降る雨 (土器川流域では6時間総雨量356mm、綾川流域では24時間総雨量696mm、大東川流域では24時間総雨量726mm)を想定しています。</td> </tr> </tbody> </table> ・東部小学校：指定緊急避難場所および指定避難所に該当 ・東部小学校、坂出中央幼稚園：L1 洪水浸水想定区域および L2 洪水浸水想定区域に該当 ・想定される津波水深：0.3m 以上～1.0m 未満	L2 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	L1 洪水浸水想定区域 (計画規模)	(土器川・大東川・綾川)	土器川 綾川	3.0m 以上～5.0m 未満	家屋倒壊等氾濫想定区域	0.5m 以上～3.0m 未満	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	0.5m 未満	過去の被害実績		浸水被害 (平成 16 年台風 23 号)		高潮被害 (平成 16 年台風 16 号)	レベル	想定雨量	●L1 (レベル1) 計画規模の降雨	土器川：年超過確率100年に1度の確率で降る雨 土器川流域の6時間総雨量254mm 綾川：年超過確率70年に1度の確率で降る雨 綾川流域の24時間総雨量290mm 大東川：年超過確率50年に1度の確率で降る雨 大東川流域の24時間総雨量335mm	●L2 (レベル2) 想定最大規模の降雨	土器川、綾川及び大東川は、年超過確率1000年に1度の確率で降る雨 (土器川流域では6時間総雨量356mm、綾川流域では24時間総雨量696mm、大東川流域では24時間総雨量726mm)を想定しています。
L2 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	L1 洪水浸水想定区域 (計画規模)																				
(土器川・大東川・綾川)	土器川 綾川																				
3.0m 以上～5.0m 未満	家屋倒壊等氾濫想定区域																				
0.5m 以上～3.0m 未満	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)																				
0.5m 未満	過去の被害実績																				
	浸水被害 (平成 16 年台風 23 号)																				
	高潮被害 (平成 16 年台風 16 号)																				
レベル	想定雨量																				
●L1 (レベル1) 計画規模の降雨	土器川：年超過確率100年に1度の確率で降る雨 土器川流域の6時間総雨量254mm 綾川：年超過確率70年に1度の確率で降る雨 綾川流域の24時間総雨量290mm 大東川：年超過確率50年に1度の確率で降る雨 大東川流域の24時間総雨量335mm																				
●L2 (レベル2) 想定最大規模の降雨	土器川、綾川及び大東川は、年超過確率1000年に1度の確率で降る雨 (土器川流域では6時間総雨量356mm、綾川流域では24時間総雨量696mm、大東川流域では24時間総雨量726mm)を想定しています。																				
接道状況	・敷地北側道路：幅員 8.8m～9.2m ・敷地南側道路：幅員 7.0m～9.8m																				
アクセス性	・幹線道路（県道 33 号線）まで徒歩 6 分（0.4km） ・坂出市循環バス 東部小学校乗り場まで徒歩 2 分（0.1km） ・JR 予讃線 坂出駅まで徒歩 6 分（0.4km）																				
インフラ 整備状況	上下水道 —：上水道管 —：下水道管 ・上水道本管は敷地の北側道路に通っており、敷地の北側と北東側に既設引込があります。 ・下水道本管は敷地の南側道路に通っており、敷地の南側から中央部にかけて既設引込があります。																				

ガス



- ・ガス本管は敷地の西側に通っており、ガス中圧管は敷地の南側に通っています。敷地内への引込はありません。

●主な関係法令の整理

関係法令等	関係内容の概要
建築基準法	香川県建築基準法施行規定関連
都市計画法	開発行為の許可および技術基準関連

その他、建築基準法関連法令、消防法関連法令、香川県・坂出市の条例等については、設計時に関係各課と再度協議を行います。

●補助金等の要綱について

本事業において活用可能性のある補助金等を以下に示します。

種目	種別	対象	補助率
公立学校施設整備費負担金	負担金	校舎・屋内運動場等の新增築	1/2
学校施設環境改善交付金	交付金	中学校等の武道場の新築又は改築に要する費用	1/3
	交付金	防災機能を強化するための施設整備費用	1/3
	交付金	屋外教育環境施設の整備費用	1/3
	交付金	太陽光発電等導入事業	1/3
子ども・子育て支援設備整備交付金	交付金	放課後児童クラブの施設整備費	国：1/3 県：1/3
公立学校情報機器整備事業費補助金	補助金	学習者用コンピュータ等の情報機器を整備に要する費用	1/2
ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	補助金	新築／既存の建築物 ZEB 化に資するシステム・設備機器等の導入支援に要する費用	1/2 [※] 1/3 [※] 1/4 [※]

※ZEB ランク、延べ面積により補助率が異なります。

(4) 開校時期

再編新校の開校時期については、学校再編整備実施計画（前期概ね5年程度）において、令和11年4月の開校をめざしていましたが、当初予定していた令和11年4月の開校が困難であることが判明したため、開校時期を1年延期し、令和12年4月とします。

開校時期が1年延期となる理由は、以下のとおりです。

●開校時期が1年延期となる理由

学校再編には巨額の事業費を要するため、市民の皆様にご理解をいただけるよう、ソフト面とハード面ともに、魅力ある学校にしていく必要があります。

魅力ある学校を実現するためには、入札金額だけを比較し、一番安価な金額で応札した業者に決定する競争入札方式ではなく、応募事業者の取組実績や業務体制、技術力のほか、本事業に対する考え方や実施方法等について技術提案を求め、これらを総合的に判断し、事業者の選定を行うプロポーザル方式が望ましいと考えます。そのため、応募内容を審査し、事業者を選定する選定期間に十分な期間を確保することから、開校時期を1年延期とします。

(5) 児童・生徒数の現況および将来推計

令和6年度における東部小学校・金山小学校・西庄小学校の合計児童数は454人、学級数は23学級です。児童数は今後も減少が続き、令和12年度には児童数は389人、学級数は13学級にまで減少することが予測されます。

令和6年度時点における東部中学校の生徒数は201人、学級数は7学級です。中学校も同様に減少が続き、令和12年度には生徒数は159人、学級数は6学級になることが予測されます。

●小学生の児童数

表2-7 各小学校における10年間の児童数・学級数の推移（毎年度5月1日時点）

校名	区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
東部小学校	児童数(人)	452	438	405	391	382	362	347	328	322	317
	学級数(学級)	16	16	14	14	15	14	13	12	12	12
金山小学校	児童数(人)	192	175	183	175	170	156	147	142	123	116
	学級数(学級)	7	7	8	7	7	6	6	6	6	6
西庄小学校	児童数(人)	67	62	58	51	54	53	45	34	27	21
	学級数(学級)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
合計	児童数(人)	711	675	646	617	606	571	539	504	472	454
	学級数(学級)	29	29	28	27	28	26	25	24	24	23

表2-8 令和12年度の児童数と学級数の3校合計予測値

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数(人)	68	57	70	53	72	69	389
学級数(学級)	2	2	2	2	3	2	13

※令和6年4月1日時点の年齢別住民基本台帳の0歳～5歳的人数から、各校区の平成28年度以降の附属小学校等への進学率より算出した人数を差し引いた推計値。

●中学生の生徒数

表2-9 東部中学校における10年間の生徒数・学級数の推移（毎年度5月1日時点）

校名	区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
東部中学校	児童数(人)	265	276	286	270	245	246	256	253	231	201
	学級数(学級)	9	9	9	9	9	9	9	9	8	7

表2-10 令和12年度の生徒数と学級数の予測値

区分	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数(人)	59	47	53	159
学級数(学級)	2	2	2	6

※令和6年4月1日時点の年齢別住民基本台帳の6歳～8歳的人数から、各校区の平成29年度以降の附属中学校等への進学率より算出した人数を差し引いた推計値。

3. 再編新校の整備方針

(1) 上位計画および関連計画

本計画は、令和6年5月に策定された「坂出市学校再編整備実施計画～前期概ね5年程度～」を踏まえたものとします。その他の上位計画および関連計画との位置づけと関連内容・留意点等を以下に示します。

表3-1 上位・関連計画の一覧

計画名	策定/改定日
坂出市まちづくり基本構想	平成28年3月
坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）	令和7年3月
坂出市都市計画マスタープラン	令和6年3月
坂出市公共施設等総合管理計画	令和6年3月
坂出市学校施設長寿命化計画	令和3年3月
坂出駅周辺再整備基本構想	令和5年3月
坂出市地球温暖化対策実行計画	令和7年2月
坂出市教育大綱	令和6年4月

表3-2 上位計画および関連計画における関連内容・留意点等

坂出市まちづくり基本構想【平成28年3月】	
計画の概要	将来における本市のあるべき姿を定めた施政の最上位計画です。
関連内容 留意点	・学校は、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの核としての役割が期待されており、学校・家庭・地域が連携・共働し、子どもたちを地域社会全体で育てていく体制づくりに努める必要があります。 （抜粋）第Ⅰ章/坂出市の現状と課題/P17 ・基礎基本を確実に身につけ、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の生きる力をはぐくむ教育の充実に努めます。 ・人間形成の場である本市の豊かな教育的・文化的な資源を基盤にしながら、ふるさと坂出を誇りに思う心を育成し、地域の自然や人々と共生していく能力を育みます。 ・魅力ある学校、信頼される学校、安心して学べる学校づくりをめざし、環境の整備・充実に努めるとともに、愛情と使命をもって教育活動に取り組む教職員を育てます。 （抜粋）第Ⅱ章/まちづくりの施策の大綱/P38

坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）【令和7年3月改定】	
計画の概要	本市における人口減少対策の指針として、施策の基本的方向や具体的な事業等を定めたものです。
関連内容 留意点	・児童生徒数の減少や学校施設の老朽化を踏まえ、個別最適な学びを実現するために、学校を再編することにより適正規模・適正配置を実施し、新しい時代の学び舎づくりに取り組みます。 （抜粋）第3章/講ずべき施策/P17

坂出市都市計画マスタープラン【令和6年3月改定】	
計画の概要	坂出市における都市計画に関する基本的な方針を示すものです。
関連内容 留意点	・道路や下水道などインフラ系公共施設を含め、市役所や小中学校、市民ホール、水道施設など本市が保有する全ての公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の財政力に応じた施設の総量規制を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図ります。 （抜粋）第Ⅱ章/全体構想/P48

坂出市公共施設等総合管理計画【令和6年3月改定】	
計画の概要	様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するものです。
関連内容 留意点	・令和6年度に策定予定の坂出市学校再編整備実施計画に基づき、地元及び保護者の意見も考慮する中、学校再編整備の推進を図ります。 （抜粋）第5章/建物系公共施設の管理に関する基本的な方針/P45

坂出市学校施設長寿命化計画【令和3年3月】	
計画の概要	公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって維持・更新・統廃合・長寿命化等を行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、将来にわたり持続可能な公共サービスの提供を実現するためのものです。
関連内容 留意点	・学校施設は多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であるとともに、地域の交流の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を担うことから、学校施設は第一に安全・安心が求められます。 ・教育環境に求められる機能は、時代により多種多様な変化が求められます。また、災害時には地域住民の避難場所になるため、エアコン整備やトイレの洋式化、バリアフリー化等に加え、校務のICT化の推進による教職員の事務負担軽減等、多様なニーズに対応できる学校施設を目指します。 ・グローバル化の進展等により、社会全体が急速に変化する中で、情報化社会に対応したデジタル教材や情報教育の体系的な推進、教科指導における情報活用

	能力の育成に係る環境を計画的に整備し、児童生徒の学習能力の向上を図ります。 ・学校施設は身近な公共施設であり、その施設規模も大きいことから、地球温暖化防止や循環型社会への移行に対して取り組む必要があります。施設の更新時や改修時には省エネルギー化や省資源化を推進するとともに、各施設の条件や費用対効果を勘案しながら新エネルギーの導入を検討し、環境負荷の低減に配慮した学校施設を目指します。 ・現在、すべての小中学校において指定されたコミュニティ・スクールを基礎とし、学校と地域住民や保護者が協働して、よりよい教育の実現を目指しています。 ・学校施設は地域の拠点として重要な場となるため、児童生徒のみならず、地域住民に開かれた施設となるよう、必要な整備を行っていきます。 (抜粋) 第2章/学校施設の目指すべき姿/P3
--	---

坂出駅周辺再整備基本構想【令和5年3月】	
計画の概要	JR 坂出駅を中心とする中心市街地におけるまちづくりの方向性を示し、本市が抱える地域課題の解決と本市がめざすまちづくりの将来像の実現に向けた方針を定めるものです。
関連内容 留意点	・市民や民間との共創により、持続可能なまちづくりを実現することで、まちの価値の向上に努めるとともに、坂出への愛着とコミュニティ、誇りを醸成し、子育て世代や若者が住み続けたいまちをめざす。 (抜粋) 第2章/中心市街地再生の基本的な考え方/P36 ・民間と共創することでノウハウを活用し、各エリアに居心地の良い居場所の創出をおこなう。 (抜粋) 第2章/中心市街地再生の基本的な考え方/P37 ・市民や民間事業者等、多様な主体との連携や協働により、魅力ある持続可能なまちづくりに取り組む。 (抜粋) 第3章/坂出駅前エリア再整備の検討/P52

坂出市地球温暖化対策実行計画【令和7年2月】	
計画の概要	ゼロカーボンシティの実現に向けて地域の価値の最大化に努めていくことを目的とし、市域における温室効果ガスの排出量削減等を推進するものです。
関連内容 留意点	・新規公共施設については、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や BEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）等の導入を推進し、温室効果ガス排出量の削減とともに、レジリエンスの強化を図ります。 (抜粋) 第3部/市の事務事業における地球温暖化対策（事務事業編）/P122

坂出市教育大綱【令和6年4月】	
計画の概要	市の教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるものです。
関連内容 留意点	・小・中学校では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」による確かな学力の定着など、「対話」と「協働」を大切にした教育活動を展開します。 （抜粋）第Ⅳ章/基本方針/P4

(2) 学校施設整備指針

小学校施設整備指針および中学校施設整備指針【令和4年6月】

学校施設整備の基本的方針（小学校、中学校共通）

1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態や ICT を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応すること、また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶことのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童・生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

児童・生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある児童・生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、児童・生徒の多様化に対応するとともに、児童・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所又は緊急避難場所としての役割を果たすこと、さらにまちづくりとの関係に配慮しつつ、景観や町並みの形成に貢献できる施設として計画することが重要である。

（抜粋）第1章 第1節/学校施設整備の基本的方針/P1

(3) 坂出市学校再編整備庁内推進委員会における協議経緯

坂出市学校再編整備庁内推進委員会は学校再編整備実施計画（前期概ね5年程度）の策定に向けて計10回の協議を重ねてきました。以下に学校再編整備実施計画（前期概ね5年程度）と再編新校（前期）建設基本計画の策定に至るこれまでの協議内容を示します。

表3-3 庁内推進委員会におけるこれまでの協議内容

	開催日	事項・内容
第1回	令和5年5月23日	- 坂出市学校再編整備検討委員会の答申内容について - 今後のスケジュールについて
第2回	令和5年6月12日	- 学校再編整備実施計画の策定に向けて ①再編後の学校種類 ②再編にかかる人口等 ③新校舎の建設地 ④実施手法
第3回	令和5年6月30日	- 学校再編整備実施計画の策定に向けて ①再編後の学校種類 ②再編にかかる人口等 ③新校舎の建設地 ④実施手法
第4回	令和5年9月5日	- 再編対象地区における説明会について（報告） - 学校再編整備（前期）に対する基本的な考え方について（案）
第5回	令和5年11月2日	- 再編対象地区における説明会についておよび市ホームページでの意見募集について - 坂出市学校再編整備実施計画（案）について - その他検討事項 ①令和5年度スケジュール（案） ②再編に係る補助金について ③再編新校配置図
第6回	令和5年12月19日	- 学校整備手法および開校時期について - 坂出市学校再編整備実施計画（案）について
第7回	令和6年1月10日	- 学校再編整備の進め方について ①今後の学校再編整備の進め方について ②新校舎建設に伴う基本計画検討事項（案） ③令和6年度からの学校再編整備のスケジュールについて ④事業者選定方式の比較 ⑤学校再編に伴う、学校施設のコンセプト（案）について - 坂出市学校再編整備実施計画（案）について
第8回	令和6年3月18日	- 学校再編整備に関する説明会について（報告） - 坂出市学校再編整備実施計画（案）について
第9回	令和6年4月22日	坂出市学校再編整備実施計画（案）について
第10回	令和7年2月26日	- 坂出市再編新校（前期）建設基本計画について ①策定状況 ②基本的な考え方 ③今後の予定

(4) 学校再編整備実施計画(前期概ね5年程度)

学校再編整備の方針【令和6年5月】

■学校再編整備の方針について

【再編新校の組み合わせ】

小学校3校（東部小学校、金山小学校、西庄小学校）および中学校1校（東部中学校）を1校に再編します。

【再編新校の設置場所】

再編新校の設置場所は、現東部小学校の敷地とします。

【再編にあたっての留意事項等】

- ・再編に伴う諸課題に対応するため、市教育委員会、学校、保護者、地域住民からなる「再編準備委員会（仮称）」を設置します。
- ・再編新校開校時の学習や対人関係に対する不安を低減するため、事前に再編対象校同士が交流する機会を設けます。
- ・再編後の校区は、校区審議会の答申を尊重しますが、小中ともに再編新校を校区とする見直しを校区審議会に諮問します。
- ・校区の見直しに伴う経過措置や、通学の安全対策を検討します。
- ・再編新校は、新たな校名とし、校章や校歌等も一新し、新校舎を建設します。
- ・校舎の建設にあたっては、児童・生徒の安全や学習への影響に配慮し、可能な限り支障が生じないように努めます。一時的な移転が生じる場合には、保護者等と協議を進め、仮設校舎を建てることも検討します。
- ・仲よし教室については、安全管理の面に配慮し、校舎内または敷地内等に開設します。

(5) 学校施設のコンセプト

整備コンセプトを以下に示します。

すべての子どもたちの“笑顔”があふれる学校 ～こころをひらき、ゆめをひらく～

個別最適な学びと協働的な学びのための、柔軟で創造的な学習空間の創出

普通教室は、ICT利活用を促進するため、ゆとりある広さと設備機器の設置を計画します。また、廊下やオープンスペースには机、椅子、ホワイトボードや本棚などを配置し、間仕切り等を用いて教室空間を拡張することで、個別学習やグループワークなど多様な学習形態に利用できるよう柔軟性・可変性のある空間構成とします。

また、自然とのつながりを感じるアウトドア学習スペースや協力してプロジェクトを進めるクリエイティブスペースを設けます。さらに、多様な教育的ニーズのある児童・生徒への学習支援、教育相談等のための空間を整備します。

新しい生活様式を踏まえ、健やかで温かみのある生活空間の創出

廊下などの共用部は内装の木質化や自然採光を多く取り入れる計画とし、温もりのある居心地がよい空間を設けます。また、オープンスペースや共用部の一部に教職員がリフレッシュできるラウンジを計画し、教職員の集中力や作業効率の向上を図ります。

多様な交流（多様な学年交流）、地域と連携・協働する共創空間の創出

小中交流スペースや多目的室を設置し、日常的な異学年との交流、縦割り活動、学年行事、体験活動、児童・生徒会活動を行い、協働的な学びを実現するとともに、人と関わる力や人を大切にする心を育みます。また、放課後児童クラブや、地域交流も行える諸室およびエリアを設け、学校内の繋がりだけでなく、保護者や地域住民とのつながりを大切にする施設をめざします。

子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境の実現

学校を利用するすべての人が安全・安心して過ごせるよう、ユニバーサルデザインや防犯面、登下校の安全面にも配慮し、心身ともに安全で快適な学校生活を送ることができる施設を目指します。また、坂出市内のすべての小中学校が指定緊急避難場所に指定されていることから、本施設においても避難場所としての運用を見据え、体育館は洪水時に浸水しない高さに配置し、防災機能を維持した計画とします。

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境の実現

長期にわたり安定した教育活動が行えるよう、修繕・修理・管理に配慮した施設をめざします。また、カーボンニュートラルの実現に資する施設として、木材利用による脱炭素化や施設の省エネルギー化の推進を図ります。

小中一貫教育を効果的に実施できる施設環境の実現

教科学習や体験活動など多様な学習活動に対応するための小中交流スペースや多目的室を設置し、小中9年間を通して一貫した教育を行い、教科等で身に付ける力はもちろんのこと、これからの時代を切り拓くために必要な資質能力の育成を図っていきます。また、小中が共有して活動するスペースや教室については、児童・生徒の体格差等も考慮した施設・設備を整えます。

さらに

中心市街地に立地している強みを生かし、多様な主体との連携や協働が行える教育施設の場とします。また、まちの風景と調和した施設とし、児童・生徒だけでなく多様な人が通いたい、通わせたいと思えるような魅力ある学校をめざします。

(6) 再編新校に導入する具体的なスペースや取り組み、設備等

●防災拠点機能

本市において、学校施設は避難場所としての重要な役割を担っています。そのため、地震時の建物被害を最小限に止め、被災後直ちに避難場所として機能できる施設とします。非常用発電設備、通信設備、非常時の給水システムなどに関しては、周辺の公共施設と連携・調整により役割を明確にした上で、必要な機能を整備します。

また、再編新校の建設予定地は浸水想定区域に位置していることから、避難場所となる屋内運動場を想定浸水の高さより高い安全な位置に配置する計画とします。併せて、非常時の食料や飲料水、毛布等の物資を保管する防災倉庫は、想定浸水の高さより高い安全な位置に配置し、避難者の居住スペースに近い位置や管理しやすい位置に配置します。



図 3-1 浸水対策として屋上に設置されている非常用発電設備

(避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集より)



図 3-2 非常時の食料、飲料水、毛布等の備蓄スペース

(避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集より)

●セキュリティ機能

学校施設は、児童・生徒が学習や生活をする場であるとともに、地域のコミュニティの核としての役割も担っています。施設を地域開放する際には、不審者等の侵入防止対策も重要です。安全・安心な施設にするため、監視装置や警察への通報装置、教室エリアと地域開放エリアを遮断するシャッター等のハード面の整備と学校・保護者・地域の協力等によるソフト面での取り組みを併せて検討します。



図 3-3 出入口を監視する防犯カメラ

(学校施設の防犯対策事例集より)



図 3-4 教室部分と開放部分を遮断するシャッター

(学校施設の防犯対策事例集より)

●シンボル機能

再編新校は本市の中心市街地に近接しており、敷地南側には市内外問わず多くの人々が利用している JR 予讃線が通っています。そのため、再編新校は周囲から視認しやすい計画とし、本市の新たなシンボルとなり、永く愛されるよう配慮した外観デザインとします。

また、現代的で先進性が感じられるデザインを取り入れ、児童・生徒の登校時のワクワク感や学校生活の充実感を感じられる施設とします。

●その他機能

本市では、「働くまち」と「住むまち」が両立できるまちづくりをめざし、令和5年3月に「坂出駅周辺再整備基本構想」を策定しました。同構想では、中心市街地において、「心地よく過ごせる市民の居場所づくり」、「歩いて楽しいまちの実現」、「市民との共創によるまちづくりの推進」の3つの再生コンセプトを掲げています。

再編新校は JR 坂出駅および中心市街地に近接していることから、同構想で掲げるまちづくりの方向性およびコンセプトに配慮した施設とします。

(7) 環境に配慮した施設

●基本方針

- ・本市は、令和3年度に2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざす『ゼロカーボンシティ』を宣言しています。
- ・環境教育の推進およびカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化について検討します。

●環境に配慮した施設計画の考え方

- ・計画地周辺の気候、立地環境特性を把握し、自然エネルギー（日射遮蔽対策等）を有効に活用します。
- ・建物の高断熱化や高効率設備の選定、適切な運用システムの構築により、消費エネルギーを低減します。

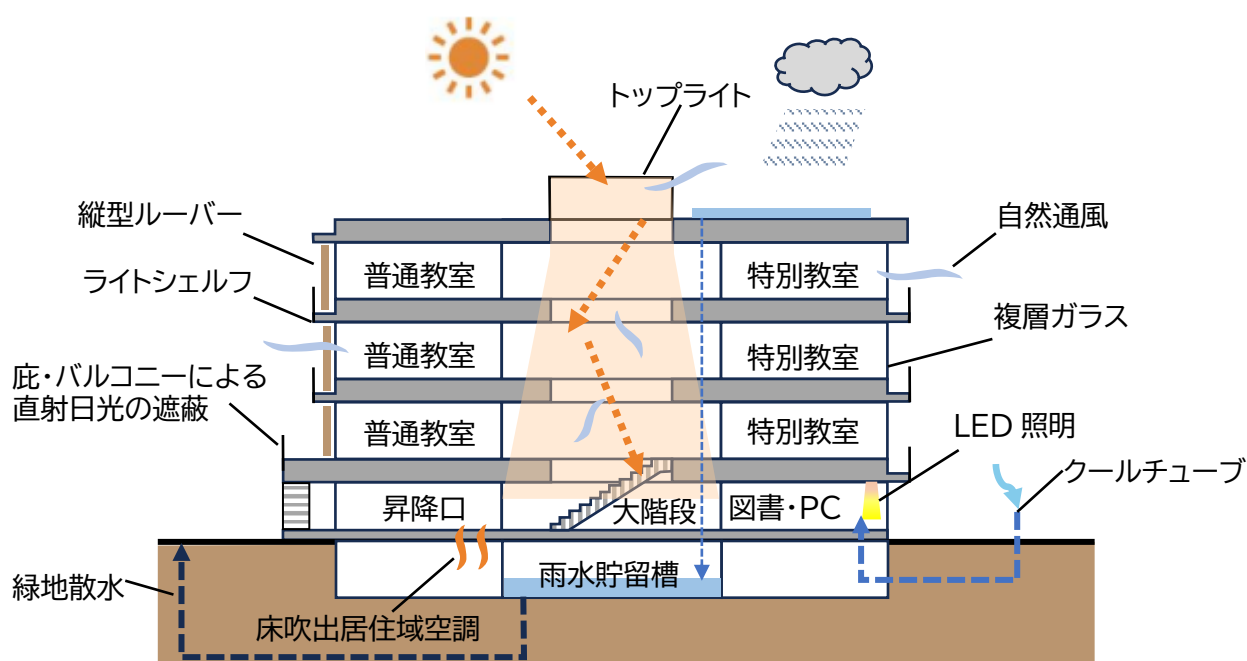


図3-5 環境断面のイメージ図

4. 再編新校の施設計画

(1) 施設規模と諸室の規模・要件

●施設規模

施設規模は、開校年度（令和 12 年度）の児童・生徒数および学級数に応じた規模とし、児童・生徒数の変化に柔軟に対応できる機能および設備を備えた施設とします。

再編新校における施設の規模は以下の想定とします。

- ・ 敷地：20,269 m²（東部小学校：17,149 m²、坂出中央幼稚園：3,120 m²）
- ・ 校舎棟：約 10,400 m²（サブアリーナを含む）
- ・ 屋内運動場：約 1,900 m²（仲よし教室、武道場を含む）
- ・ グラウンド：約 8,300 m²
- ・ 駐輪場（130 台）：約 160 m²

●諸室の規模

各諸室の面積および室数の想定を以下に示します。

※各諸室の面積は、現段階の案であり、設計時に詳細な検討を行います。

表 4-1 諸室の規模

区分	室名	室面積	室数	備考
校舎棟	特別支援教室・普通教室	普通教室 (小学 1～6 年生)	88 m ²	13 室
		普通教室 (中学 1～3 年生)	88 m ²	6 室
		特別支援教室	44 m ²	7 室
		少人数教室	44 m ²	3 室
		通級指導教室	44 m ²	2 室
		児童・生徒用更衣室	32 m ²	6 室
		教材コーナー	44 m ²	3 室
	特別教室	理科室（準備室含む）	144 m ²	3 室
		音楽室（準備室含む）	144 m ²	2 室
		楽器庫	72 m ²	1 室
		図工室（準備室含む）	144 m ²	1 室
		美術室（準備室含む）	144 m ²	1 室
		技術室（準備室含む）	144 m ²	1 室
		家庭科室（準備室含む）	144 m ²	2 室
		図書室（司書室、PC 含む）	336 m ²	1 室
		多目的ホール	144 m ²	1 室
		児童会・生徒会室	72 m ²	1 室
				・ 小学校と中学校に各 1 室
				・ 小学校 1 室、中学校 2 室
				・ 小学校 1 室、中学校 1 室
				・ 小学校用（生活科室を兼ねる）
				・ 中学校用
				・ 中学校用
				・ 調理室 1 室、被服室 1 室
				・ ラーニング・commons として機能
				・ 校舎中央付近に配置
				・ 小中兼用
				・ 小中兼用

区分		室名	室面積	室数	備考
校舎棟	管理諸室	校長室	36 m ²	2 室	・小学校 1 室、中学校 1 室
		応接室	36 m ²	1 室	・来客用
		職員室	320 m ²	1 室	・給湯コーナー、打合せ、休憩コーナーを含む
		事務室（受付）	30 m ²	1 室	
		書庫	10 m ²	1 室	・耐火金庫、書類保管スペース
		放送室	36 m ²	1 室	・職員室に隣接して配置
		印刷室	27 m ²	1 室	・PTA と共有
		職員用更衣室・休憩室	40 m ²	2 室	
		保健室・シャワー室	96 m ²	1 室	・パーテーションで区切り可能
		医療的ケアスペース	36 m ²	1 室	
		教育相談室	36 m ²	2 室	
		教育支援センター	72 m ²	2 室	
		技能員室（作業室）	36 m ²	1 室	
		会議室	72 m ²	2 室	・地域開放利用を想定
		昇降口	210 m ²	1 室	
		メモリアルスペース	—	—	・共用部に合築
		サブアリーナ（放送室・器具庫含む）	545 m ²	1 室	・ミニバスケコート（22×12m）
		特色あるスペース	300 m ²	1 室	
		廊下・階段・エレベーター	—	—	・共用部に合築
		職員・来客用玄関	72 m ²	1 室	
		職員・来客用トイレ	32 m ²	2 室	・1 階、2 階に各 1 室
		上記バリアフリートイレ	10 m ²	1 室	
		児童・生徒用トイレ	30 m ²	12 室	
		上記バリアフリートイレ	10 m ²	3 室	
		配膳室（1 階受入部）	100 m ²	1 室	
		配膳室（各階）	30 m ²	3 室	
		倉庫	36 m ²	3 室	
		倉庫（グラウンド用）	24 m ²	3 室	
		ゴミ置場	15 m ²	2 室	
		電気室・発電機室	290 m ²	1 室	
		共用部（廊下・階段等）	2,400 m ²	—	
屋内運動場		体育室（メインアリーナ）	817 m ²	1 室	・地域開放利用を想定
		ステージ	47 m ²	1 室	
		放送室	25 m ²	1 室	
		ステージ控室	25 m ²	1 室	
		器具庫	20 m ²	2 室	
		倉庫（防災倉庫含む）	36 m ²	2 室	
		体育館用玄関・通路	187 m ²	1 室	
		武道場（専用器具庫含む）	240 m ²	1 室	
		更衣室	20 m ²	2 室	・地域開放利用を想定
		トイレ	50 m ²	1 室	
		上記バリアフリートイレ	10 m ²	1 室	
その他		仲よし教室 （放課後児童クラブ）	72 m ²	3 室	
		廊下等	84 m ²	1 室	

●諸室の要件

・普通教室・特別支援教室

① 普通教室

- ・校舎の南側に教室を配置し、陽当たりを確保する。
- ・新 JIS 規格の広い机が配置できる広さ（72 m²）以上のグループワーク等がしやすい面積（88 m²程度）を確保する。
- ・一部の教室は、児童・生徒数の変動に対応できるよう、特別支援教室等の多様な活動に柔軟に転用できるようにする。

② 特別支援教室・通級指導教室

- ・障がいの種別に応じて、特別な指導を行うための教室とする。
- ・児童・生徒数の変動に対応できるよう、普通教室等の多様な活動に柔軟に転用できるよう可動式間仕切りとする。

③ 少人数教室

- ・学習内容や学習形態に応じて、多様な教育活動に柔軟に対応でき、少人数での利用を想定した空間とする。
- ・児童・生徒数の変動に対応できるよう、普通教室等の多様な活動に柔軟に転用できるよう可動式間仕切りとする。

④ 児童・生徒用更衣室

- ・児童・生徒が利用しやすい場所に配置する。
- ・プライバシー・防犯に配慮する。
- ・部活動による利用も想定する。

⑤ 教材コーナー

- ・教育内容に即した教材が搬出しやすいように配置する。

・特別教室

① 理科室（準備室含む）

- ・準備室を併設し、実験薬品庫が適切に保管できる環境に配置する。
- ・ICT を活用した観察、実験の指導等を考慮する。
- ・中学校は、单元ごとに実験器具や備品が異なることから、理科室を 2 室確保する。
- ・臭気の出る作業を考慮し、換気に考慮する。

② 音楽室（準備室含む）

- ・音響に配慮した空間とする。

③ 楽器庫

- ・吹奏楽部の保管庫としての機能も持たせる広さを確保する。

④ 図工室（準備室含む）

- ・児童の利用を想定し、低層階に配置する。
- ・臭気の出る作業を想定し、換気に考慮する。
- ・生活科室を兼ねる。

⑤ 美術室（準備室含む）

- ・室内におけるデッサン、絵画制作等のため、採光に配慮する。
- ・作品展示スペース、作品の保存スペースを設ける。

⑥ 技術室（準備室含む）

- ・作品展示スペース、作品の保存スペースを設ける。
- ・工作機械の騒音、振動、埃等が他の教室に影響を与えないように配慮する。

⑦ 家庭科室（準備室含む）

- ・調理室 1 教室、被服室 1 教室とする。
- ・十分な換気を確保する。

⑧ 図書室（司書室、PC 含む）

- ・全学年が利用できやすいよう、各室、各ゾーンから訪れやすいように校舎の中央付近に配置する。
- ・読書・学習・情報センターとしての役割を持たせる「ラーニング・コモンズ」を設置し、学校の知を示せる図書室とする。
- ・児童・生徒のその時々状態に応じて居場所となり、自主的・自発的に学びや交流ができるスペースとする。

⑨ 多目的ホール

- ・学年団が利用できるホールを整備する。

⑩ 児童会・生徒会室

- ・児童・生徒が協働で活動することを想定する。

・管理諸室

① 職員用更衣室・休憩室

- ・職員間の日常的なコミュニケーションを誘発し、リフレッシュできるラウンジなどのスペースと合わせて整備する。
- ・男女別に計画し、たたみやソファ等の家具の導入を考慮した空間とする。

② 保健室・シャワー室

- ・管理諸室との連携が取れる位置に計画する。
- ・保健室登校の児童・生徒の想定や、検診等での脱衣が必要な際に使用できるよう、保健室内に小部屋を計画する。
- ・救急車等の緊急車両が寄り付けることができるよう、グラウンドに面した場所に配置する。
- ・シャワー室、給湯設備、洗濯スペースを設ける。

③ 医療的ケアスペース

- ・日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童・生徒用のスペースとする。
- ・看護師等が安全かつ適切に医療的ケアを実施し、救急車等の緊急車両が寄り付けることができるよう、グラウンドに面した場所に配置する。

④ 教育相談室

- ・相談者のプライバシーを配慮する等、カウンセリングしやすく落ち着いた雰囲気とする。
- ・児童・生徒が立ち寄りやすく、保健室と連携可能な配置とする。
- ・保護者の動線を考慮した場所に配置する。

⑤ 教育支援センター

- ・センターに通う生徒に配慮し、人通りの少ない場所に配置する。

⑥ 技能員室（作業室）

- ・学校施設、教育環境の整備などの用務に従事する職員の諸室とする。

⑦ 会議室

- ・可動式間仕切りを設置し、多様な人数に対応できるスペースとする。

・ 共用部

① 昇降口

- ・安全かつ円滑に出入りすることができる規模を確保する。
- ・障がいのある児童・生徒、教職員および地域関係者、障がい者等の利用に支障をきたさないよう配慮する。

② メモリアルスペース

- ・旧小学校・中学校、各地区に関する歴史や資料等を保存・展示できるスペースを共用部に設ける。
- ・学校を訪れた人の目に留まる場所を考慮した配置計画とする。

③ 廊下・階段・エレベーター

- ・廊下や階段は学習可能な空間となるよう計画する。
- ・バリアフリー法に適合したエレベーターを設置する。
- ・怪我や障がいのある児童・生徒を考慮し、安全かつ円滑な移動が可能となるよう配慮する。

④ 職員・来客用玄関

- ・安全かつ円滑に出入りすることができる規模を確保する。
- ・障がいのある児童・生徒、教職員および地域関係者、障がい者等の利用に支障をきたさないよう配慮する。

⑤ 職員・来客用トイレ、児童・生徒用トイレ、バリアフリースイレ

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する。
- ・災害発生時を見据え、非常時にも十分に対応可能な規模・設備とする。
- ・トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化の導入を検討する。
- ・手洗い設備は共用部に設けることで広さの確保を工夫する。

⑥ 配膳室（1階受入部および各階）

- ・児童・生徒への受け渡しまで安全・衛生的に保管するとともに、安全・効率的に受け渡しができるようエレベーター付近の位置に配置する。

⑦ 倉庫

- ・安全な動線と作業スペースを確保する。

⑧ 倉庫（グラウンド用）

- ・グラウンドの整備が容易となるよう物品を運搬しやすい配置とする。

⑨ 電気室・発電機室

- ・外部からのメンテナンスが容易な位置に配置する。

・屋内運動場

- ・建設予定地が浸水エリア区域であることから、屋内運動場は想定浸水の高さより高い位置に設置する。
- ・振動・騒音対策に配慮する。
- ・部活動や地域開放を想定し、動線とセキュリティに配慮する。
- ・避難所として環境を向上させるため、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する。
- ・器具庫は、学校関係とは別に地域クラブ用の器具庫を設ける。
- ・防災倉庫は、避難所となる体育館と連携し、想定される災害に対して安全な場所に設置する。

・その他

- ・児童・生徒数の増減に対応できるよう、一部の教室は柔軟に普通教室と他の教室の両方に転用できるような設計を検討します。

※プール施設

- ・プール施設については、限られた敷地を最大限に活用し、子どもたちの多様な学びのニーズに応えるため、使用期間が限られるプール施設の建設は見送ることとします。
水泳授業については、市内公共施設での利用や、専門のインストラクターによる民間委託等による方向性を検討してまいります。

(2) 施設計画

●配置計画

校舎の配置について、北側配置と南側配置で比較検討を行いました。仮設校舎の有無やグラウンドの配置および工事期間中の影響等を検討した結果、南側配置として整理しました。

校舎の配置計画は、周辺施設や自然環境との調和に配慮し、歩行者の安全性を確保した計画とします。

・ 校門

- ・ 歩行者および車両がアクセスしやすく、校舎棟からの視認性が高い敷地南側に正門を配置します。また、敷地北側に送迎車や給食配送車のための通用門を配置します。

・ 校舎棟

- ・ 必要十分な大きさを確保し、敷地全体を見渡せられるよう敷地南側に配置することを基本とします。

・ 屋内運動場

- ・ 避難所としての利用も想定し、メインアリーナおよび防災倉庫を2階に設置し、1階部分には武道場、仲よし教室を設置します。

・ 駐車場

- ・ 来客者、教職員、業者等の利便性に配慮します。また、歩行者の安全性に配慮した送迎用のロータリーを設置します。

・ 放課後児童クラブ

- ・ セキュリティ対策に配慮し、屋内運動場に合築します。

※仮設校舎については、他の学校のグラウンド等に建設する必要があるため、他校の授業への影響や通学の問題、多額の費用を要すること等を勘案し、設置しないこととします。

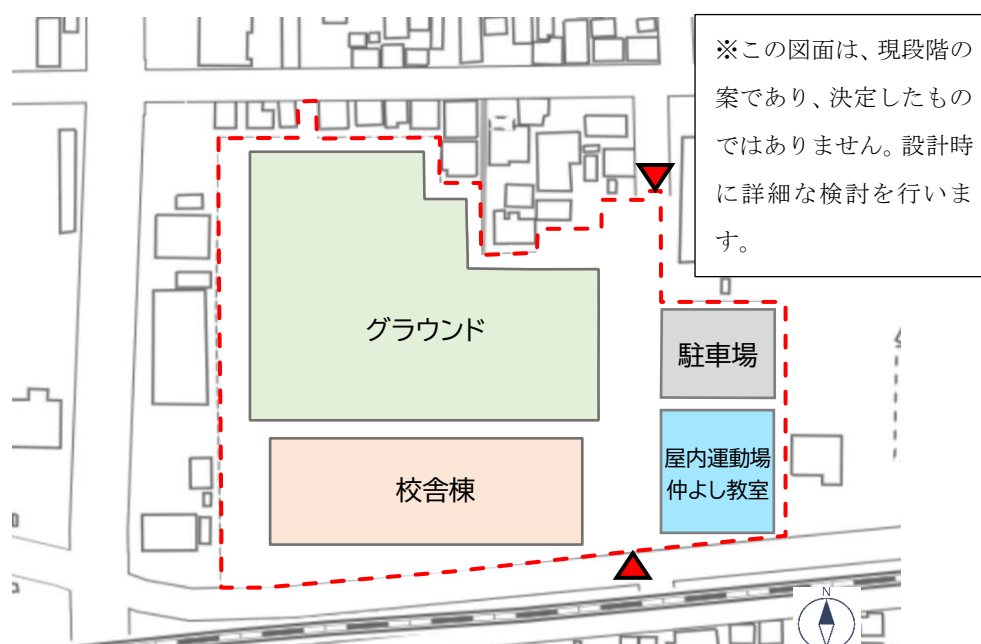


図 4-1 配置イメージ図

●ゾーニング計画

施設で多くの時間を過ごす児童・生徒や教職員の安全性・快適性・利便性に配慮した平面計画とします。

・ゾーニング計画の配慮事項

- ・普通教室を学年ごとにまとめて配置し、多目的スペースを含めて一体的な活用がしやすい計画とする。
- ・図書室（司書室、PC 含む）を施設の中央付近に配置し、各室、各ゾーンから訪れやすいようにすることで、全学年が利用しやすい計画とする。
- ・施設の中央付近に大階段や廊下等を配置し、ゆとりあるスペースを確保することにより、学習活動や児童・生徒と教職員の交流を促進することが可能となる計画とする。
- ・防犯・事故防止を考慮し、職員室等の管理室からグラウンドや来客用玄関等が視認しやすい計画とする。
- ・管理諸室は、まとまった配置とし、教職員が安全かつ円滑に活動できる計画とする。
- ・外部からアクセスしやすい位置に仲よし教室や屋内運動場の玄関を設け、適切な管理が行える計画とする。

●セキュリティ計画

日常的な学校運営における防犯・事故防止対策を図るとともに、地域開放時におけるセキュリティにも配慮した計画とします。

・セキュリティ計画の配慮事項

- ・周囲および敷地内において、死角が少なく見通しが良い計画となるよう、各施設（校舎棟、屋内運動場、グラウンド、駐車場、乗降スペース、門等）を配置する。
- ・敷地外周部の囲障はメッシュフェンス等で視認性を確保する。
- ・地域住民にとって利用しやすく、運営上も防犯面の管理がしやすいよう、地域開放部分と非開放部分のそれぞれの領域を明確化した施設配置およびゾーニング計画とする。
- ・防犯上、必要な箇所に入退管理および侵入監視が行えるインターホンや防犯カメラ等の防犯設備を設置する。

●ユニバーサルデザイン

すべての児童・生徒、教職員および地域関係者、障がい者等にとって安心・安全な場所となるよう、各部にバリアフリー・ユニバーサルデザインを採用します。また、LGBTQ に配慮したトイレの設置など、多様性に配慮した計画とします。また、インクルーシブ遊具の設置についても検討します。

・ユニバーサルデザインの配慮事項

- ・施設内は段差等がなく、どこにでも円滑に移動ができる、明確な動線計画とする。
- ・児童・生徒、教職員および地域関係者、障がい者等に配慮したバリアフリースイートイレを設置する。
- ・バリアフリー法に適合したエレベーターを設置する。
- ・わかりやすいサイン計画（室名表示等）により、利便性に配慮した計画とする。

●構造計画

・構造の基本方針

学校は、指定緊急避難場所および指定避難所の機能を有することから、自然災害時にも施設機能を維持可能な構造とします。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）において該当する耐震性能（構造体類：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：乙類）の確保をめざします。

表 4-2 耐震安全性の分類

対象施設	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非構造体	建築設備
学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（(4)に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A類	乙類

出典：国土交通省 耐震安全性の分類

表 4-3 耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・津波計画基準）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、または危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られています。とともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：国土交通省 耐震安全性の目標

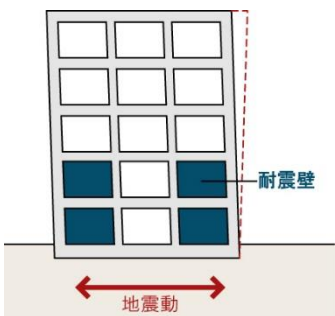
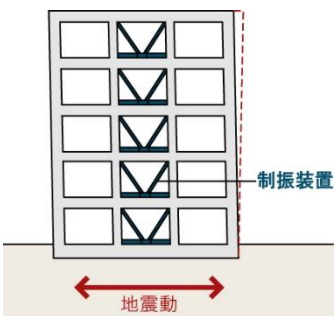
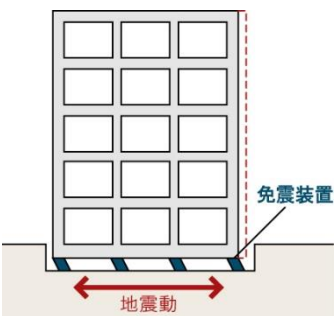
・ 構造形式・ 種別の特徴

国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、免震構造は原則として大地震動に対して機能保持および収容物の保全が特に必要な官庁施設に適応することとされており、大地震発生後の機能継続性の確保に有効です。

また、構造種別（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等）については、本施設は避難場所としての機能を有する運用を考慮した構造種別の採用が望ましいです。

構造の特徴を踏まえ、設計段階で最もふさわしい構造の採用を検討します。

表 4-4 構造形式の特徴

	耐震構造	制振構造	免震構造
特徴	揺れに耐える構造  地震力に対し、柱や梁、壁の強度を上げて耐える構造	揺れを制する構造  地震による建物の揺れを制振装置により吸収する構造	揺れを免れる構造  免振装置により、建物に地震の揺れを直接伝えないようにする構造
耐震性能	△	○	◎
大地震後の機能継続	△ 建物や設備機器に変形・損傷が発生する可能性がある	○ 設備機器に若干の損傷が発生する可能性がある	◎ 建物・設備機器ともに損傷が発生しない可能性が高い
建設コスト	◎	○	△

●設備計画

近年、空調設備の整備や ICT 機器の導入により消費エネルギー量は増加する傾向にあります。そこで、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境負荷の少ない省エネルギー設備等の導入を検討します。

・電気設備計画

防災機能および防犯性能に配慮し、自然エネルギーおよび省エネルギー機器の活用、環境保全、経済性に優れた計画とする。

① 照明・電灯コンセント設備

- ・自然採光を積極的に取り入れ、LED 照明等の高効率型器具・省エネルギー型器具等の採用を積極的に行い、照明負荷の削減に十分配慮した計画とする。
- ・照明設備は、各諸室の利用用途に応じた消点灯方法とするとともに、職員室における施設全体の照明の一括管理が可能な計画とし、省エネルギー化を検討する。

② 情報通信設備

- ・高速大容量の通信ネットワークを整備し、教職員・児童がそれぞれの端末を持ち、十分に活用できる計画とする。
- ・普通教室には、ICT 端末を保管および充電できる什器（専用カート等）の設置を検討する。
- ・諸室に、無線 LAN アクセスポイントを設置し、そこまでの有線 LAN を配線する。
- ・無線 LAN はクラウド型統合管理サービスにより、一元管理ができるものとする。

③ 呼出設備

- ・施設の出入り口にインターホン等を設置する。外来者用玄関には、カメラ付インターホン等を設置し、職員室等にて確認できる計画とする。

④ 電話・校内放送・テレビ受信設備

- ・職員室から校舎内、グラウンドおよび屋内運動場へ音声放送可能な放送設備を設ける。
- ・近隣への影響を考慮し、屋外への構内放送は校舎内の放送と区別できる仕様とする。
- ・テレビ受信設備の設置を適切に行う。
- ・放送室には、各種イベントに対応できる放送設備を設ける。

⑤ 受変電設備

- ・受変電設備、分電盤、制御盤等は、メンテナンス性に配慮して計画する。
- ・分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策（SPD 等）を講じる。

⑥ 警備設備

- ・警備システムは、機械警備を基本とし、仲よし教室や屋内運動場とその他のスペースの管理区分を考慮した計画とする。

-
- ・監視カメラや監視モニターは必要に応じて設置する。
 - ・日中は正門および通用口を施錠し、外来者はインターホンで対応できるように計画する。

⑦ 非常用電源設備

- ・非常用発電設備の設置を検討する。
- ・屋内運動場を指定避難所として活用することを想定し、非常用電源を確保する。また、停電直後にも職員室で電話連絡や情報収集、人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする人のための電源供給について検討する。

・空調換気設備計画

空調換気設備機器は、十分に性能が発揮でき、維持管理が容易な設置場所・取り付け位置とする。

① 空調設備

- ・冷暖房設備は、必要に応じて整備する。
- ・職員室で、すべての空調設備の電源管理、温度管理、スケジュール設定等ができるものとする。
- ・可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努める。
- ・屋内運動場に、空調設備を整備する。災害時の避難所活用を想定して、夏の熱中症対策、感染防止対策に配慮する。

② 換気設備

- ・各諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、十分な換気（湿気・結露対策）を行い、シックスクール対策に十分配慮する。
- ・普通教室および屋内運動場は、自然換気を図るなど、夏の高温防止対策を講じる。

・給排水衛生設備計画

埋設配管は極力少なくなる計画とする。埋設する場合は、敷設位置が分かるように、地表に地中埋設標を設置し、地中には埋設表示テープ等を埋設する。メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等にバルブを設ける。また、漏水時に止水して影響範囲を小さくしたり、漏水箇所を特定したりするために、器具、機器および系統ごとにバルブを設ける。

① 給水設備

- ・給水方式は、校舎棟の計画（階数）に応じて、直結給水方式または高置水槽方式の採用を検討する。

② 排水設備

- ・汚水および雑排水は、適切に下水道に接続し、敷地内の排水は原則、自然流下とする。

③ 衛生設備

- ・ 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用する。
- ・ 衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、かつ節水型の器具を採用する。
- ・ 多目的トイレは、利用者が使いやすい仕様とする。

(3) 防災計画

●再編対象校の指定緊急避難場所および指定避難所の指定状況

本市における指定緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための場所を指します。指定避難所は、災害が発生した後に、自宅で生活できない被災者が避難生活をするための場所を指します。

東部小学校と東部中学校は津波の際に開設が不可能であり、洪水、集中豪雨の際は2階以上、高潮の際は3階以上の高さに避難する必要があります。西庄小学校では洪水、集中豪雨の際は2階以上の高さに避難が必要となります。

再編対象校における指定緊急避難場所の指定状況を以下に示します。

表 4-5 指定緊急避難場所の指定状況

施設名称 指定緊急避難場所	想定収容 人数	災害の種類		備考
		開設可能	開設不可	
東部小学校	3,076 人	洪水、集中豪雨、がけ崩れ・土石流・地すべり、高潮、地震、ため池、大規模火災	津波	洪水、集中豪雨の際は2階以上の高さに避難が必要。高潮の際は3階以上の高さに避難が必要。
金山小学校	1,959 人	洪水、集中豪雨、がけ崩れ・土石流・地すべり、高潮、津波、地震、ため池、大規模火災	なし	—
西庄小学校	1,386 人	洪水、集中豪雨、がけ崩れ・土石流・地すべり、高潮、津波、地震、ため池、大規模火災	なし	洪水、集中豪雨の際は2階以上の高さに避難が必要。
東部中学校	2,945 人	洪水、集中豪雨、がけ崩れ・土石流・地すべり、高潮、地震、ため池、大規模火災	津波	洪水、集中豪雨の際は2階以上の高さに避難が必要。高潮の際は3階以上の高さに避難が必要。

●地域防災計画

坂出市地域防災計画では、「避難体制整備計画」内に指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備に関して定められています。再編新校の整備にあたり関連する項目を以下に示します。

表 4-6 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備について

	指定対象	整備内容
指定緊急避難場所	・被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または災害に対して安全な構造を有する施設ならびに周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険を及ぼす恐れのある物がない場所	・耐震性貯水槽、仮設トイレ等緊急避難の実施に必要な施設・設備等の整備
指定避難所	・指定避難所は避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れられることが可能な構造または設備を有する施設 ・学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮	・換気・照明等の施設の整備 ・耐震性貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・非常用発電設備 ・災害情報の入手に必要な機器 ・災害時避難行動要支援者に配慮した避難の実施に必要な施設・整備 ・非常用発電設備等の整備

●防災対策の方針

再編対象校の避難所指定状況、再編新校建設予定地の立地環境、地域防災計画を鑑みて、再編新校の整備における防災対策を以下に示します。

・避難所機能の想定

- ・屋内運動場を避難所機能として担うことを想定する。
- ・再編新校建設予定地は、浸水想定区域に位置していることから、屋内運動場は2階以上に配置することを検討する。

・施設における災害対策

- ・停電時における電源確保を目的とした非常用発電設備の導入を検討します。
- ・生活用水の確保のため、耐震性貯水槽や仮設トイレ等の設備を検討します。
- ・食料や飲料、毛布等の必要な物資を確保しておくため、防災備蓄倉庫の設置を検討します。

(4) 仮設グラウンド整備方針

●仮設グラウンドの概要

既存のグラウンドに新校舎を建設することから、工事期間中にグラウンドが利用できなくなるため、既存校舎棟北側の庭園用地・プールを先行解体し、仮設グラウンド（約 2,000 m²）の整備を検討しました。

限られたスペースの中でも大人数でできる遊び等を実施し、児童の運動機会を確保できるように努めます。また、工事期間中は、児童・教職員の安全確保可能な動線を検討し、騒音等の児童の学習環境への影響も最小限に抑える対策を講じてまいります。

建替え時に必要となる仮設グラウンドは、以下のとおり整備します。

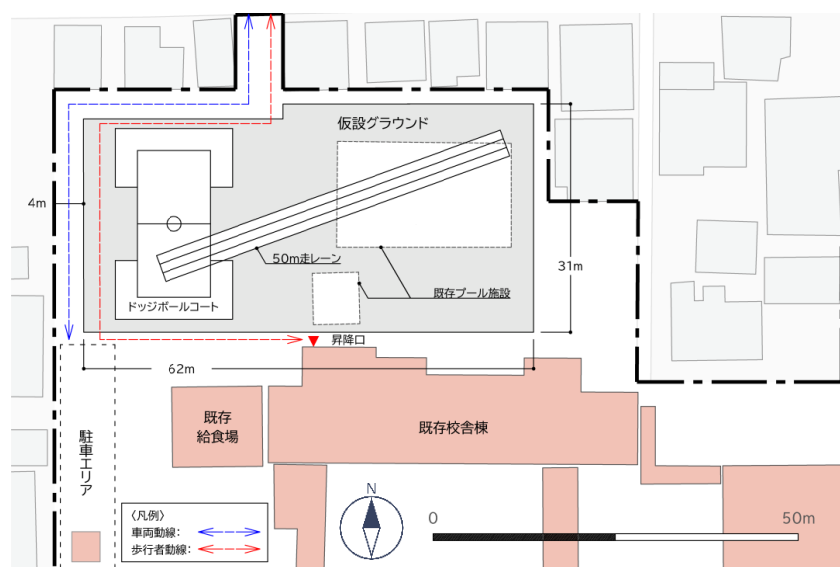


図 4-2 仮設グラウンドの利用想定

(5) 工事計画

既存グラウンドに校舎棟、既存幼稚園敷地に屋内運動場を建設する計画とします。建設工事中は、既存グラウンドが一時的に使用不可となりますが、仮設校舎の建設・解体を必要としない計画とすることで、建設工事期間の縮減につながります。

新校舎棟・新屋内運動場の南側配置、グラウンドの北側配置により、グラウンドに十分な日照を確保できない部分があるため、排水対策を講じます。校舎棟の形状については設計段階で詳細に検討します。

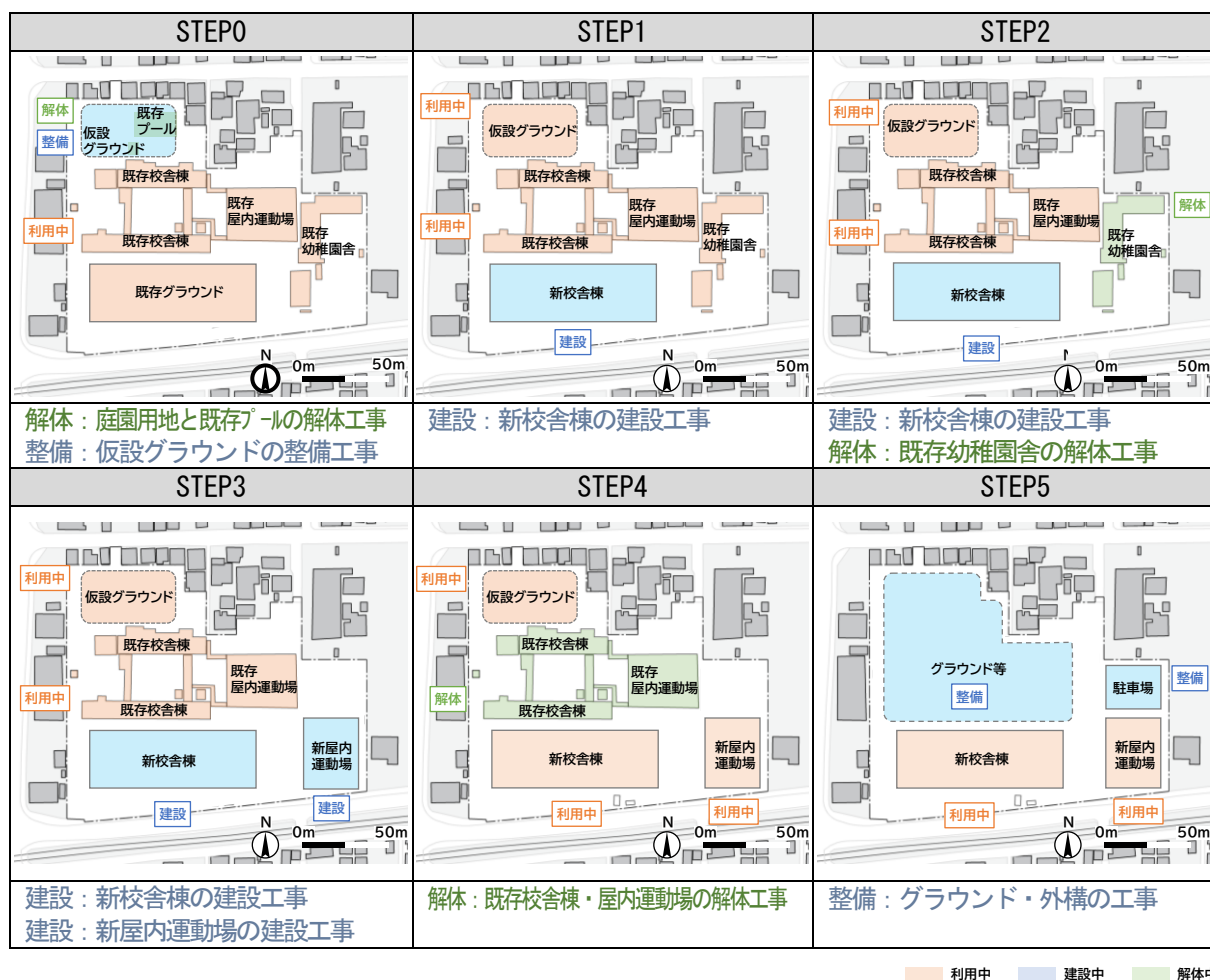


図 4-3 工事の想定ステップ図

表 4-7 工事の想定スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本計画の策定	基本計画	事業者公募・期間選定・基本設計・実施設計 28か月					新校舎・新屋内運動場を利用
① 仮設グラウンド整備(庭園用地・既存プールの解体)			① 庭園用地・既存プール 解体 3か月	① 仮設グラウンド 整備 3か月			
① 新校舎の建設				① 新校舎 建設 24か月			
② 既存幼稚園舎の解体			② 既存幼稚園舎 解体 3か月				
③ 新屋内運動場の建設				③ 新屋内運動場 建設 18か月			
④ 既存校舎・屋内運動場の解体					④ 既存校舎・屋内運動場 解体 6か月		
⑤ グラウンド・外構の整備						⑤ グラウンド・外構 整備 3か月	
開校準備		既存校舎・既存屋内運動場を利用					開校準備
学校運営		グラウンドの一部は利用不可(36か月)					

(6) 事業スケジュールの策定

●事業方針

本事業で想定される事業方式として、設計・施工をそれぞれ分けて発注する従来方式と設計・施工を一括して発注する設計施工一括発注方式（DB 方式）、設計・施工に加え、維持管理・資金調達までを一括して特別目的会社（SPC：事業推進を目的として関連企業が設立した会社）に発注する PFI 方式等の民活手法が考えられますが、以下の理由により本事業では設計施工一括発注方式（DB 方式）を採用します。

従来方式は、昨今の急激な物価上昇、新しい感染症の流行や国際紛争などの予測不能な社会情勢の変化による市場の影響を受け、工事入札が不調となる事例が、全国的に学校施設整備においても散見されます。

⇒入札不調リスクの回避が求められています。

PFI 方式は、導入可能性調査および事業者選定に期間を要するため、従来方式と比較して事業期間が長くなる可能性が高くなります。また、学校施設の運営自体は PFI 事業者の業務の対象とすることができず、維持管理で一括発注できる範囲が限られます。

⇒本市は施設の老朽化や小規模校および過少規模校の解消等の課題解決に向けて、速やかな学校再編への移行が求められています。

⇒本市は市内複数校の維持管理業務を一括発注することによって、コスト削減を図っています。本事業を PFI 方式で発注したとしても、コスト縮減の効果はあまり期待できません。

本事業では、児童・生徒や保護者への周知、教職員等の学校運営の準備期間のため、あらかじめ開校時期を定めて進める必要がある本事業の特質を踏まえ、DB 方式とします。

DB 方式では、設計と施工を一括発注することで、事業当初の段階で設計者と工事施工者を特定することができます。一方で、発注業務には高度な専門的知識が必要になることから、これらを担うことができるコンストラクション・マネジメントの専門事業者と発注段階から工事完成までの期間、発注者支援業務を委託契約することで、メリットである施工者のノウハウを活かしたコスト縮減や工期短縮を図ることについても検討します。

●発注方式

発注方式の比較を以下に示します。

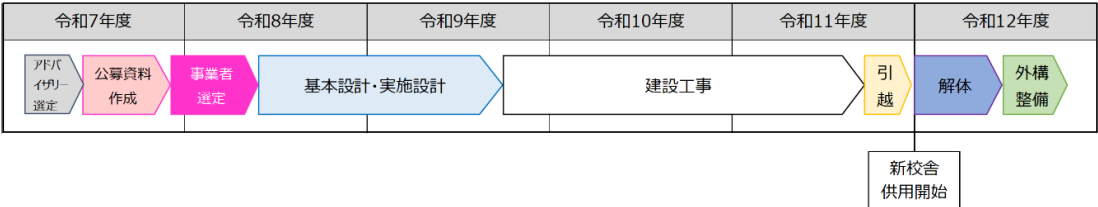
表 4-8 発注方式の比較

		従来方式	DB 方式	DBO 方式	PFI 方式 (BT0)
概要		設計、工事を別々に発注するため、入札不調による事業遅延リスクがある	設計と施工を一括して発注するため、施工段階での事業遅延リスクが少ない	設計、建設、維持管理を一括して発注するため、事業遅延リスクが少ない	設計、建設、維持管理を一括して発注するため、事業遅延リスクが少ない
発注形態	基本設計	個別発注 (委託)	一括発注	一括発注	一括発注
	実施設計	個別発注 (委託)			
	建設	個別発注 (委託)			
	維持管理	個別発注 (委託)	個別発注 (委託)		
資金調達		○ 民間調達よりも金利が低く、借入返済のトータル額は抑えられる	○ 民間調達よりも金利が低く、借入返済のトータル額は抑えられる	○ 民間調達よりも金利が低く、借入返済のトータル額は抑えられる	△ 市よりも金利が高く、公共調達に対して市の支払い額が増える
市の意向の反映		○ 事業の各段階において、市の意向を反映しやすい	△ 市の意向を事前の発注前に十分に整理しておく必要がある	△ 市の意向を事前の発注前に十分に整理しておく必要がある	△ 市の意向を事前の発注前に十分に整理しておく必要がある
事業費	財政の平準化	△ 起債部分で平準化は可能となる	△ 起債部分で平準化は可能となる	△ 起債部分で平準化は可能となる	○ 起債部分に併せて民間資金の部分も平準化が可能となる
	コスト縮減	△ 個別発注となるため、効果はあまり期待できない	○ 設計・施工については、一括発注により期待できる	○ 設計・施工・維持管理を一括で発注することにより期待できるが、学校施設は維持管理で一括発注できる範囲に限られる	○ 設計・施工・維持管理を一括で発注することにより期待できるが、学校施設は維持管理で一括発注できる範囲に限られる
事務負担		△ 設計・建設・維持管理を個別発注するため、事務負担が大きく、各業務、各工種の管理の負担も大きい	○ 設計・建設業務を一括発注するため、事務、事業管理ともに、負担が軽減される	△ 設計・建設・維持管理業務を一括発注するが、DB 方式に比べて、維持管理項目が追加され、書類作成による事務、事業管理ともに、負担が大きい	△ 設計・建設・維持管理業務を一括発注するが、SPC との契約にあたっての書類作成・確認事項等が発生し、事務、事業管理ともに、負担が大きい

●事業スケジュール

再編新校の整備に係る事業スケジュールについては、DB 方式での実施を想定します。令和 7～8 年度に事業者公募・選定を、令和 8～11 年度に設計・建設工事を行い、令和 12 年 4 月に再編新校の開校をめざします。なお、再編新校の開校は令和 12 年 4 月を目標としますが、既存校舎および屋内運動場の解体工事、グラウンド等の外構整備が完了するのは令和 12 年度を見込んでいます。

表 4-9 想定事業スケジュール（DB 方式想定）



(7) 概算事業費

施設規模および配置イメージ、事業スケジュールをもとに概算工事費を試算します。試算の結果、本体建設工事（校舎棟および屋内運動場）の事業費は約 65 億円、解体工事は約 5.8 億円などであり、合計の概算工事費は約 78.4 億円（ZEB 関連工事費を除く）となります。

なお、物価上昇により事業費の上昇が想定されます。

表 4-10 概算事業費

項目	概算事業費（税込）
設計・監理費	501,930 千円
本体建設工事費	6,525,672 千円
外構整備費	162,753 千円
解体撤去工事費	583,293 千円
その他	65,994 千円
合計	7,839,642 千円

表 4-11 ZEB 化にかかる費用（ZEB Ready 相当）

項目	概算事業費(税込)
校舎棟	446,503 千円
屋内運動場	77,455 千円
合計	523,958 千円

5. アンケート調査およびワークショップの概要

(1) アンケート調査

●調査目的

本計画を策定するにあたり、新校舎に備えるべき機能や施設の配置・規模など、設計や工事を進める上で関係者の意見や考え方を参考とするため、アンケート調査を実施しました。

●調査対象

- ① 児童（東部小学校・金山小学校・西庄小学校）：回答 369 件
- ② 生徒（東部中学校）：回答 187 件
- ③ 教職員（東部小学校・金山小学校・西庄小学校・東部中学校）：回答 77 件
- ④ 保護者（東部小学校区・金山小学校区・西庄小学校区）：回答 338 件

●調査期間

令和 6 年 7 月 12 日（金）～令和 6 年 8 月 31 日（土）

●調査方法

- ① 児童用 学校を通じてアンケートフォームの URL を送付し、WEB 上で回答
- ② 生徒用 学校を通じてアンケートフォームの URL を送付し、WEB 上で回答
- ③ 教職員 学校にアンケートフォームの URL を送付し、WEB 上で回答
- ④ 保護者 保護者メールによりアンケートフォームの URL を送付し、WEB 上で回答

●調査結果

調査結果は巻末資料に示す。

(2) ワークショップ

本計画を策定するにあたり、再編新校の整備コンセプトや、必要な諸室・設備など学校施設の在り方について参加者からアイデアをいただき、「明日も通いたくなる魅力ある学校」を実現するため、全 2 回にわたってワークショップを開催しました。実施概要は以下のとおりです。

●実施日時・場所等

第 1 回

日 時	令和 6 年 8 月 17 日（土）10:00～12:00
場 所	坂出市役所 本庁舎本館 2 階 大会議室
参加者	22 名
テーマ	「明日も通いたくなる、魅力ある学校とは？」

第2回

日 時	令和6年9月17日（土）10:00～12:00
場 所	坂出市役所 本庁舎本館2階 大会議室
参加者	18名
テーマ	「ビジョンの実現に向けて、アイデアを創出しよう！」

●第1回ワークショップの実施

第1回ワークショップでは、先進的な事例を紹介し、子どもたちが「未来思考」で、明日も通いたくなる学校のイメージ像を描きながら、重要なコンセプト・アイデアを考えました。

・ワークショップの目標

再編新校に通う子どもたちや職員、地域にとって重要な整備コンセプト、具体的なアイデアを考えることを目標としました。

・実施内容

再編新校の学校施設のコンセプト（坂出市学校再編整備実施計画）のうち、重要だと考える2つを選択し、その理由と実現のための具体的なアイデアを考えました。その後、班ごとにコンセプトの重要度について議論し全体に発表しました。

●第2回ワークショップの実施

・ワークショップの目標

第1回ワークショップで出た具体的なアイデアについて、場面を想定し、模式的な学校の図に配置することを目標としました。

・実施内容

第1回ワークショップで出た具体的なアイデアのリストを参考に、場面「誰が・いつ・どこで・何を」を記入しました（アイデアカード）。また、再編新校の整備により予想される子どもにとって、地域にとって「心配なコト」を記入しました（心配カード）。その後、学校内のどこで行われるアイデアなのか把握するため、班ごとにアイデアカードと心配カードを模式的に表現した学校の図に配置し、全体に発表しました。

●実施結果

実施結果は巻末資料に示す。

6. 今後の検討課題・方針

- ・環境負荷低減をめざした取り組み

再生可能エネルギーの導入およびエネルギーの効率的な利用を図り、ZEB Ready 相当の性能を確保した施設とするかどうかを検討します。(ZEB 関連工事費：約 5.2 億円)

- ・通学手段の検討

通学距離および通学時間が長くなる児童・生徒を対象とした、通学手段について様々な角度からの検討を進めます。

- ・通学路の安全確保

通学路における交通安全施設や歩行者空間の確保について、関連する機関や部署等との検討を進めます。

- ・学校跡地利活用の検討

教育的利用や地域づくり、防災対策、民間活用など総合的に検討します。

坂出市再編新校（前期）建設基本計画
令和 7 年 3 月

坂出市教育委員会

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号